破産債権の特別調査期日

平成２６年（フ）第８０号
宮城県遠田郡美里町字化粧坂23番地５
破産者　伊藤　正徳
特別調査期日　平成28年12月８日午前10時40分
平成28年９月15日
仙台地方裁判所古川支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６５号
高知県吾川郡いの町羽根町17番地
破産者　西岡寅八郎
免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
平成28年９月16日　　高知地方裁判所破産係

免責審尋期日

平成２７年（フ）第８８７７号
東京都台東区雷門２丁目９－８－302
破産者　谷口　吉彦
審尋期日　平成28年11月21日午前10時
平成28年９月13日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第４号
静岡県富士市伝法字下原415番地の１
清算株式会社　三盛自動車販売株式会社
代表清算人　渡邉　安弘
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（ヒ）第５号
静岡市駿河区北丸子１丁目18番１号
清算株式会社　株式会社Ｅｕｒｏ
代表清算人　渡邉　安弘
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所富士支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０２３号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　株式会社ケイディ
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２号
静岡県島田市稲荷１丁目１番28号
清算株式会社　セダー株式会社
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２００１号
青森県八戸市小中野８丁目13番９号
清算株式会社　株式会社青森管財
代表清算人　深貝　一成
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　本協定認可決定確定後遅滞なく、一般債権の0.008パーセントに相当する額を支払う。
⑵　上記弁済後、残額について免除を受ける。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、申立外破産者斉藤裕康破産管財人澤口英司、申立外斉藤了子及び申立外サイトウホームライフ株式会社が有するものをいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
第４　新たに財産が発見された場合
第２・２⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各一般債権者が第２・２⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
青森地方裁判所八戸支部

平成２８年（ヒ）第２０４２号
東京都港区芝３丁目18番２号
清算株式会社　株式会社不二商会
代表清算人　武藤　　剛
１　決定年月日　平成28年９月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社不二商会（以下「清算株式会社」という。）の本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という。）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３、１にて定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続きのために清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙協定債権一覧表記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の免除
一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて免除する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙協定債権一覧表記載の各一般債権額に応じて按分した額を各一般債権者に追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、上記⑵による免除の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、武藤剛が清算株式会社に対して有する債権をいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて免除する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部